

	体系表番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
広報・啓発活動の充実	1-(1)-①	人権問題に関する教育の推進	「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課	今年度はコロナ禍のため地区別懇談会を中止としたため、自治会で「障がい」をテーマとして話し合う機会はありませんでした。代替事業として実施した各自治会の推進員を対象とした「学区別人権・同和教育啓発活動説明会」では、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題解決に向けてどうするかを考える機会としてミニ研修を実施し、障がい者理解についても学ぶ機会としました。	次年度、地区別懇談会が実施できるかどうかは、今後のコロナ禍の状況によって判断する必要があります。障がい者差別を含めたあらゆる差別の解消のためには、市民に広く教育・啓発していく必要がありますので、地区別懇談会が実施できる場合と実施できない場合について、それぞれどのように教育・啓発していくかを検討する必要があります。
	1-(1)-①	人権問題に関する啓発活動の充実	「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。	人権政策課	市民の方への様々な人権問題についての学びの機会として開催している「じんけんセミナー栗東」、「人権文化事業」等の講演会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりましたが、これに替わる啓発事業として人権啓発紙「りっとう～じんけん便り～」の発行を行い、市内全世帯を対象として、市の広報への挟み込みにより配布し、新たな人権問題となっている「新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止」についても呼びかけました。その他、市内の企業内同和対象事業所や市内公共施設にも啓発紙の配布を行いました。 同和問題啓発強調月間や人権週間の街頭啓発も講演会と同様に中止となりましたが、地域の拠点施設であるコミュニティセンター等で、啓発品の配布用のBOXを設置し、啓発品と併せて人権啓発チラシやリーフレットの配布を行いました。	コロナ禍において、参加者の安全を最優先とした上で、より効果的な啓発方法や啓発事業について、検討していく必要がある。
	1-(1)-①	人権問題に関する啓発活動の充実	企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	商工観光労政課	例年事業所人権教育推進協議会と共催で行っている視察研修等は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ実施できなかった。 7月および2月の企業訪問は郵送により資料を送付する方法で行った。その際、障がい者雇用に関する参考資料一覧を送付するほか、啓発用DVDの貸し出しについて周知し、企業への啓発を行った。	事業所における障がいに対する知識、理解は十分とはいえず、より一層の啓発と就労に関しての相談窓口や関係機関の情報の周知が必要不可欠である。
	1-(1)-①	職員への人権啓発と意識の向上	人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課	職員の資質及び人権意識の向上のために職員派遣を予定していたびわこ南部地域人権啓発連続講座は中止となり、各種人権団体が開催する研修会も規模縮小や中止がありましたが、可能な限り職員の研修派遣やズーム開催等の研修会について、関係課職員等にも周知し、職員の研修会への参加を促しました。また、講演会に替えて発行した啓発紙を職員研修等にも活用できるように、職員・学校関係のネットワークにも掲出し、内部の研修会でも活用されました。	国や地方公共団体は差別の解消に向けた責務を担っていることから、職員一人ひとりがその役割を担う組織の一員として、人権問題を自分自身の問題として捉え、研修会等へ積極的に参加するような取り組みが必要である。
	1-(1)-①	ノーマライゼーションの理念の周知	広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課	各自治会の推進員を対象とした「学区別人権・同和教育啓発活動説明会」では、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題解決に向けてどうするかを考える機会としてミニ研修を実施し、障がい者理解についても学ぶ機会としました。（人権政策課） 市内小・中学校において、発達段階に応じた学習内容を年間計画に位置づけて取り組むことができている。（学校教育課）	コロナ禍で、予定していた事業が中止になることがあった。
	1-(1)-①	「障がい者の日」の広報・啓発	市民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課	※「障がい者の日」は障害者基本法改正により、国際障がい者デーの12月9日から一週間を「障がい者週間」に改められている。 「障がい者週間」の啓発として昨年度実施した啓発ポスターの募集、掲示は予定していたが新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。今年度は12月号広報に啓発記事の掲載、市内障がい者団体、市内障がい福祉サービスの取組みを庁舎ロビーに掲示を行った。	「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」に基づき、手話や多様なコミュニケーション手段、障がい特性などの啓発をしていく必要がある。
	人権学習の推進	1-(1)-②	市職員に対する研修の実施	同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。さらに、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	総務課	前年度の集合研修（人権・同和問題）において、聴覚障がいをテーマとした研修を実施したことから、令和2年度は人権の基本となる人権3法を振り返りと現状確認を目的に取り上げました。 そのため、「障害者差別解消法」に関する内容を取り上げました。 また、コロナ禍における差別と併せて取り上げることで、社会生活における人権を身近に感じながら、障がい者と共に暮らす社会について考える機会とすることができました。

	体系表番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
人権学習の推進	1-(1)-②	民生委員児童委員等に対する研修の実施	ホームヘルパーや民生委員児童委員に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会	【民生委員・児童委員・社協職員】 ○人権研修会10月（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ○民生委員・児童委員指導者研修（県民協主催）10/19参加 ○児童委員研修（県民協主催）10/27参加 ○主任児童委員研修（県民協主催）11/11参加 ○ひきこもり支援のための研修会（県ひきこもり支援センター主催）11/24、12/1・9参加 ○民生委員・児童委員人権研修（県民協主催）12/3参加 ○新任民生委員・児童委員研修（県民協主催）12/14参加 *以下（新型コロナウイルス感染症拡大防止のためほとんど中止） 【治田学区民児協】 障がい福祉部会研修会9月「なかよし作業所の現状と課題」、1月「障がい児支援について」 【治田東学区民児協】 障がい福祉部会研修会6月「包括支援センターとの事例検討会」、7月出前講座、8月パレット・ミルふれあい支援交流会、9月聾話学校との交流、10月施設研修 【治田西学区民児協】 障がい福祉部会研修会7月館内研修、10月館内研修、1月人権学習会「ひきこもりの理解と支援」、2月館内研修 【金勝学区民児協】 障がい福祉部会研修会11月県内障がい福祉施設研修、2月人権研修 【葉山東学区民児協】 障がい福祉部会研修会11月「蛍の里施設見学研修」、2月「栗東市における障がい福祉の現状と課題」 【葉山学区民児協】 障がい福祉部会研修会7月「くりのみ作業所施設研修」、10月人権研修「ひきこもりの理解と支援」11月「なかよし作業所施設研修」 【大宝東学区民児協】 障がい福祉部会8月「障害者福祉制度について」、10月「県福祉用具センター研修」「むれやま荘訪問研修」 【大宝学区民児協】 障がい福祉部会研修7月「障がい福祉制度学習会」、11月人権学習 【大宝西学区民児協】 12月地域振興協議会人権福祉部会と連携し、ゆうあい訪問	○民生委員・児童委員未選任地域が多く、実際の相談や支援につなげられないことがある。
	1-(1)-②	講演会の実施	障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する正しい理解を深めていきます。	障がい福祉課	関係団体の開催する大会、イベント、講演会等を後援し、市広報、市ホームページや案内チラシ等の窓口掲示（配置）などにより周知に努めた。	広報等で市民への参加を呼びかけているが、協力いただいている民生委員やボランティアの方に留まっている。啓発方法に工夫が必要。
	1-(1)-②	障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	当事者としての障がいに対する正しい知識を認識するとともに、あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課	今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、障がい者団体の活動も自粛傾向となったため、人権学習会の支援の実績は無し。	人権問題は、日常生活に存在する身近な問題であることから、今後も継続して開催する必要がある。人権についての資料の配布など、コロナ禍でも学習ができるような工夫が必要。
交流機会の充実	1-(2)-①☒	地域行事への参加の促進	地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組の周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課	地域での行事なども新型コロナウイルス感染症の影響で実施されないことが多かったため、周知、啓発の機会が無かった。	コロナ禍でも障がいのある人と地域が繋がれる工夫が必要。
	1-(2)-①☒	交流の場・機会の確保	障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組を実施します。	関係各課	レクリエーションスポーツ大会を6月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止することとなった。	中止するだけでなく、コロナ禍でも交流できるような工夫が必要。
福祉教育の充実	1-(3)-①☒	福祉教育読本の活用	福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課	総合的な学習の時間や学級活動等の時間において、「福祉教育」に関わる内容の資料として活用するように学校へ啓発しました。	今年度は逼迫した教育課程から十分に活用できていない現状も見られ、今後も活用の推進をする必要があると思われます。
	1-(3)-①☒	障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実	アイマスク体験学習※等、障がいに対する正しい理解と認識を培う学習を年間計画のなかに位置づけるとともに、学習で学んだことが生活のなかでいかに生かせるよう教育内容の充実に努めます。	学校教育課	市内小・中学校において、発達段階に応じた学習内容を年間計画に位置づけて取り組むことができています。	学習したことをもとに、自ら実践していく力を培うことに課題が見られます。
	1-(3)-①☒	ふれあいの場・機会の充実	障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課	今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策から、ふれあいの場を設けることができませんでした。	身体障がいの方だけではなく、いろいろな障がいのある方とふれ合う場を設けることも大切であると考えているため、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に継続して努めます。
	1-(3)-①☒	学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活のなかで実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課	学校で体験したり学んだりしたことを通信などで発信したり、親子ふれあいタイム等の時間を設定し、親子で体験を行うなど、身体障がいや視覚障害についての理解を深めることができました。	学習で学んだことを実践につなげていくことが難しいです。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
福祉教育の充実	1-(3)-①☒	福祉に関する体験学習の充実	総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク※、キャリア教育※における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課	今年度は、小学校では総合的な学習の時間に、アイマスク、車いす等の体験や盲導犬を使っている方との交流を可能な範囲で実施し、成果が見られた。中学校で例年実施しているチャレンジウィークは、今年度は中止しました。	「体験したこと」を「理解」や「実践」につなげていくことに難しさがあり、体験学習の内容と実践をつなげる学習の必要性を感じました。
各種地域団体との連携	1-(4)-①☒	地域振興協議会との連携	市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	障がい福祉課	令和2年度は地域振興協議会からの要請が無かった。	今後も要請があれば出前講座を実施する。また、条例等、新しい情報があれば提供していくことで、つながりを深めたい。民生委員児童委員など、他の地域での支援者も含めて、地域全体で取り組めるようにする必要がある。
	1-(4)-①☒	地域振興協議会との連携	市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	社会福祉協議会		
	1-(4)-①☒	小地域ネットワーク活動展開の啓発	小地域ネットワーク活動の展開により、地域の障がいのある人が地域とのかかわりを深め、参加しやすくなるよう、地域振興協議会等でふれあいサロンなどの未実施地域への啓発を図ります。	社会福祉協議会	○サロン等実施団体に対し、共同募金助成事業を実施 ○サロン等運営支援として出前講座、サロン交流会、レクリエーション物品貸出事業を実施。 ○地域との交流事業推進のため、歳末たすけあい地域活動助成を実施。	○高齢分野が中心になっている傾向にあり、障がいを持つ人に対する支援にも目を向けたり、啓発を行うことが必要である。
ボランティア活動に対する支援の充実	1-(4)-②☒	地域福祉活動推進のためのリーダー育成	退職シニアをはじめ、様々な属性の人々が地域福祉活動の機会を得られるよう、要望や対象に応じたプログラムの講座開催を推進し、地域のリーダーとして活動を継続できるよう支援に努めます。	社会福祉協議会	○「栗東市いきいき活動ポイント事業」の受託を通じ、人材育成（個人登録333人）*新規登録説明会6/24.7/10.15(中止).7/31(中止).8/3.8/21(中止).8/26(中止) 9/1.9/29.10/8.11/6.11/27.12/17.12/21.1.25.3.12(予定) ○「栗東ぐるり見守り隊」養成講座実施。7/12「栗東市の今、そして地域包括ケアから期待する地域の力」長寿福祉課、『「聴くこと」で笑顔と心のエネルギーを』澤絢子氏 ○「栗東ぐるり 生活支援ボランティア養成講座」年間5回（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ○「新型コロナウイルスを知ろう！新しい生活様式の中、地域で暮らす 自衛から自衛へ」10月（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ○サロン交流会（3/1ゆうあいの家、3/8なごやかセンター、3/15安らぎの家）	○（栗東市いきいき活動ポイント事業）今後、障がい分野においても活動対象となるように協議を進める。 ○行政各課との協議や調整が未実施である。
	1-(4)-②☒	地域福祉活動推進のためのリーダー育成	今後、生活支援ボランティア養成講座を開催する予定です。	社会福祉協議会		
	1-(4)-②☒	ボランティア活動のコーディネート充実	市内各種の障がい者関係団体を把握し、連携強化に努めます。また、市民のボランティア関係ニーズの把握に努めるために、各関係機関へ社会福祉協議会職員が外向き、顔の見える対話を行い、必要なつながりや支えあいのボランティア活動を支援できるようコーディネートに努めます。	社会福祉協議会	○栗東地区障がい者事業所連絡協議会の事務局を担い、情報提供および関係機関との連絡調整を行い支援した。 ○共同募金助成申請団体に対し、ヒアリング等活動内容の把握に努めた。 ○心身障がい児・者レクリエーションスポーツ大会実行委員会事務局を担い、民生委員・児童委員等のボランティア調整に努めた（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）。 ○民生委員児童委員協議会連合会障がい福祉部会の協力調整：滋賀県障害者スポーツ広場（県主催）9/5.10/3.12/26.1/30.2/20開催支援	○課題把握のため、綿密なモニタリングや協議が必要であるとともに、関係機関や新規事業所との連携が必要である。
	1-(4)-②☒	ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	広報紙、ホームページ以外の媒体も活用し、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	社会福祉協議会	○広報「栗東ふくし」【隔月発行、全戸配布 5/1号市内福祉作業所（新設）の紹介、1/1号「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の施行）、HPにおいて情報提供に努めた。 ○共同募金助成等、ボランティア団体に対して情報提供を行った。	
	1-(4)-②☒	企業へのボランティア活動の促進	市内企業への社会福祉協議会と栗東市ボランティア市民活動センターのPRを行うとともに、企業の社会貢献について講習会を開催します。	社会福祉協議会	○社協賛助会員法人に本会広報誌を発送し、社協とボランティア市民活動センターの啓発を実施した。 ○栗東生活支援協議会の事務局を担い、企業の社会貢献活動の推進を図った。 ※社協出前講座、栗東ロータリークラブ3回、ライオンズクラブ1回実施 ○法人が実施する子ども食堂、フリースペース事業支援を実施。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	
	1-(4)-②☒	ボランティア活動拠点の整備	栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。	社会福祉協議会	○共同募金助成により、各団体の活動支援を行った。 ○ボランティア市民活動センター活動室の有効活用。	○活動者の高齢化による活動の縮小をはじめ、若年層のボランティアへの参加が必要。
	1-(4)-②☒	ボランティア活動拠点の整備	栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。	障がい福祉課	ボランティア活動の支援のため、障がい者への自立（生活）支援サービスの提供側と受け手側双方のニーズの調整が円滑になされるように、関係する情報の収集・提供に努めることができた。	ボランティアを通じ、障がい福祉に参加する機会を提供できるようにレクリエーションスポーツ大会や手話講座等の事業を引き続き実施していく。
	1-(4)-②☒	ボランティア活動拠点の整備	栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。	自治振興課	市民活動団体の活動拠点として、社会福祉協議会 栗東市ボランティア市民活動センターへの運営・活動支援を行うとともに、関係機関（生涯学習課や各コミュニティセンター）との連携調整を図り、多様な主体がつながることでボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めました。	運営の支援を行うとともに、地域福祉・社会貢献活動の推進を図るため継続したボランティア・市民活動活性化への取組みが必要です。



	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
ボランティア活動に対する支援の充実	1-(4)-②☒	ボランティア人材の育成	視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらうよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。	社会福祉協議会	○福祉体験学習 車いす体験・アイマスク体験等を出前講座として実施し、学童期から障がい者理解について体験的に学べるように努めた(6/26葉山小4年：車椅子体験と講演、7/14葉山東小4年：車椅子体験、7/28葉山東小：講演「みんなでやさしいまちづくり」) ○年末年始地域支え合い活動助成により特別支援学級児童と地域との交流を深めることができた。 ○防災セミナー3/16 講演「僕が被災地に行く理由」～あなたに伝えたい3つのこと～ 災害NGO結 代表 前原土武氏	○実施学校が固定化。より多くの学校に積極的に啓発していくことが必要。 ○実施後のフォローができればと考える。
	1-(4)-②☒	ボランティア人材の育成	視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらうよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。	障がい福祉課	視覚障害者行動訓練事業を栗東市心身障がい児者連合会に委託し、実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。	参加者、ボランティア、とも顔ぶれに限られてきている。貴重な交流の機会であるため、募集方法については工夫が必要。委託している連合会とも協議が必要。
障性化の者支援の団体充実	1-(4)-③☒	障がい者関係団体への活動支援	障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	社会福祉協議会	○障がい者関係団体に対し、共同募金助成事業を実施。 ○栗東地区障がい者事業所連絡協議会の事務局を担い、情報提供および関係機関との連絡調整を行い支援した。	○課題解決に向けた施策、サービスの提案。 ○新規事業所への参加呼びかけ。
	1-(4)-③☒	障がい者関係団体への活動支援	障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	障がい福祉課	・障がい者基本計画、障がい福祉計画策定のため、各障がい者団体にヒアリングを実施し、各団体の課題やニーズなどを聞き取った。 ・各団体に補助金を交付した。	ヒアリングを実施した団体全て、会員の高齢化と新規会員が入らないことが課題であるとのことであった。補助団体以外の団体活動についても今後把握しておく必要がある。
	1-(4)-③☒	家族会に対する活動支援	家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課	家族会に対して補助金を交付した。コロナ禍ではあったが、活動の継続ができた。	活動拠点となる場所(会場)の確保が難しい。
障がい発生予防のための体制整備	2-(1)-①☒	妊婦に対する各種健診・助成の充実	妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	健康増進課	妊婦健康診査に対する助成を行い、経済的負担の軽減と健康管理につながった。	妊婦健康診査の費用助成を継続する必要がある。
	2-(1)-①☒	妊婦に対する訪問指導の実施	ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課	ハイリスク妊婦の訪問指導等を行い、出産への支援ができた。	医療機関からのハイリスク妊婦の連絡が増えており、引き続き医療機関等関係機関と連携を図り継続支援をしていく必要がある。
	2-(1)-①☒	電話相談の実施	妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課	母子手帳発行時など必要時保健指導を行った。 また、発行時は必ず保健師等専門職による相談を実施し、必要な妊婦に対しては支援計画を作成し、継続支援を行っている。	継続的に実施する必要がある。
	2-(1)-①☒	先天性代謝異常等検査の受診勧奨	放置すると重度の知的障がいや身体障がいをきたす先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課	先天性代謝異常等検査の受診勧奨を行なった。	継続的に実施する必要がある。
	2-(1)-①☒	乳児に対する訪問指導の実施	乳児に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、連携体制を強化し、ハイリスク児や産婦に対する訪問指導を行います。	健康増進課	こんにちは赤ちゃん訪問を行うとともに、ハイリスク児・妊産婦の医療機関連絡を受けて助産師または保健師が訪問指導を行った。	継続的に実施する必要がある。
	2-(1)-①☒	発達検査・相談の実施	相談を行い発達検査及び発達を促すかわり方の助言を行います。	健康増進課	乳幼児健診のフォローとして発達検査及び相談支援を行った。	継続的に実施する必要がある。
	2-(1)-①☒	就学時健康診断・定期健康診断の充実	学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課	3月5月までの新型コロナ感染症対策としての休校により、定期健康診断の時期が8月以降に変更となったが、園での健康診断との連携により、就学時健康診断も予定通り実施することができました。	3密回避のために期間の延長と、検診回数の増加が求められるが、市内でコロナワクチン接種が始まることで医師の出勤が増え、結果、学校の定期健康診断の実施が困難になるのではないかと心配されます。
	2-(1)-①☒	保健指導の実施	子どものかわり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課	養育支援の必要な母子への保健指導を行った。	養育支援の必要な母子への継続的な支援が必要である。
妊産婦の疾病・知乳知識の普及に関	2-(1)-②☒	妊娠期の知識の周知	健康管理や障がいの発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。	健康増進課	母子手帳発行時に健康状態の聞き取りや情報提供を行った。	継続的に実施する必要がある。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
行政、保健、医療機関の連携強化	2-(2)-①☒	ケアシステムの構築	在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を持たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課	多問題を抱えたケースについて、医療機関、相談機関（児童、高齢など）、就労支援機関など他職種連携が図れた。	個別のケース対応では、連携を強化しているが、システム（しくみ）として機能するように取り組みが必要。
	2-(2)-①☒	ケアシステムの構築	在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を持たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	長寿福祉課	圏域地域包括支援センター（3か所）で、圏域地域ケア会議を開催し、中学校区を単位とした地域での課題とその対策について協議しました。また、自立に向かう支援ができるよう、介護支援専門員の人材育成の一環として昨年度に引き続き、ケアマネジメント支援会議を行いました。乗東市多職種代表者会議での協議や事例検討会を通じて、多職種同士のつながりと広がりも視野に入れて推進しました。	個別事例から見えてくる地域の課題に対して、圏域地域包括支援センターが主体的に活動ができるよう、支援や調整が必要です。介護支援専門員は、自立に向かうケアマネジメントが行えるよう、ケアマネジメント支援会議やケアプラン点検などでさらに研鑽が図れるよう働きかける必要があります。多職種での連携がより図れるよう、多職種で行う具体的な取り組みや活動を実践していく必要があります。
	2-(2)-①☒	ケアシステムの構築	在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を持たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護師等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	健康増進課	障がい福祉課等のケース会議に参加し関係機関との連携を図ると共に、必要な支援を行った。	ケース会議に参加しながら、医療面等で必要と思われる支援を検討しながら連携していく必要がある。
	2-(2)-①☒	関係機関の連携強化	他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課	市の自立支援協議会等で、当事者団体や関係機関、医療機関等さまざまな立場の人が考える現状と課題を共有することができ、連携を深めることができた。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定例会3回、相談支援部会6回、発達支援部会1回開催）	今後も多職種連携を図り、非対面式開催も継続していく必要がある。
	2-(2)-①☒	関係機関の連携強化	他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	長寿福祉課	在宅医療介護連携相談員（コーディネーター）による相談、多職種での事例検討会や協議の場を通じて、連携強化に努めました。また、ケアマネジメント支援会議の参画ならびに職能団体と連携し、リハビリ専門職が介護支援事業所へ出向き、自立に向かう支援を行える体制を整えました。	在宅医療や介護の現状について住民への情報提供が不十分、また、専門職主導となり、住民のニーズが十分反映できていない可能性があります。
	2-(2)-①☒	関係機関の連携強化	他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	健康増進課	障がい福祉課等のケース会議に参加し関係機関との連携を図ると共に、必要な支援を行った。	ケース会議に参加しながら、医療面等で必要と思われる支援を検討しながら連携していく必要がある。
医療制度の周知と利用促進	2-(2)-①☒	初期救急医療の充実	かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。	健康増進課	予防接種や各種健診の医療機関委託等とも係わって、かかりつけ医制度の啓発に努めた。湖南広域休日急病診療所、二次救急運営にかかる負担金を支出し、湖南地域医療圏の救急医療体制の維持に努めた。救急歯科診療において、年末年始における当番医制度を継続して実施している。また、かかりつけ薬局については、啓発を図るためびわこ薬剤師会に委託したが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、出前トークの申込はなかった。	今後も関係機関と協議をしながら、湖南圏域救急医療体制を維持していく必要がある。
	2-(2)-②☒	養育医療費の給付	養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課	入院に対する医療費を負担することで必要な医療を提供することができた。	継続的に実施する必要がある。
	2-(2)-②☒	育成医療費の給付	身体障がいのある児童に対し、その障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課	18歳未満の児童に対し、必要に応じて支給決定を行った。（支給決定件数 20件）	育成医療の適用となる内容について、医療機関との連携により対象者へ周知することや、制度の内容等についての周知が課題である。
	2-(2)-②☒	更生医療費の給付	18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。	障がい福祉課	18歳以上で自立支援医療（更生医療）支給対象者に対し、必要な支給決定を行うことができた。また、他制度との併用利用を適切に行えるよう、把握できた更生医療の支給未申請者に対し申請を促すことができた。（支給決定件数 297件）	更生医療の適用となる内容について、医療機関との連携により対象者へ周知することや、制度の内容等についての周知が課題である。
	2-(2)-②☒	福祉医療費の助成	重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部（医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金）を助成します。	保険年金課	重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部（医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金）を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい者福祉の向上に成果がありました。 R2.12末現在 障がい 580人 重度心身障がい老人（後期高齢者） 469人	障がいのある人が高齢化、重症化しつつあるなかで、継続的に医療を受けておられる人が多くみられ、1人当たりの金額が高額になる傾向があり、重症化の予防対策が必要です。また、障がい福祉課との連携を密にし、制度啓発に努める必要があります。
	2-(2)-②☒	アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図った。成人式において啓発冊子を設置し啓発を図った。	まだまだ、臓器の提供は少なく、普及啓発を継続していく必要がある。
2-(2)-②☒	アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	保険年金課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行い、対象者へは申請案内を行いました。また、利用者へ制度利用においての手続きや申請に伴う通知案内を行いません。	継続的に実施に併せて丁寧な説明を行なう必要がある。☒	

	体系表番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
難病患者に対する支援の充実	2-(2)-③☒	難病※患者に対する支援	新制度の周知に努めるとともに、難病※患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病※相談・支援センターとの連携を図ります。	長寿福祉課	ケアマネジャーが、障がいのサービスや介護保険サービスを活用し、必要な支援を行いました。	ケアマネジャーや障がいの生活支援員が障がいや介護サービスについて学ぶ機会をつくること、また、双方が連携できる仕組みをつくることが望まれます。
	2-(2)-③☒	難病患者に対する支援	新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病※相談・支援センターとの連携を図ります。	障がい福祉課	補装具など難病患者が対象となる制度について、窓口や委託相談支援等の関係者を通じて、サービス等の利用が適切に図られるように情報提供と利用支援に努めた。	
	2-(2)-③☒	難病※患者に対する支援	新制度の周知に努めるとともに、難病※患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病※相談・支援センターとの連携を図ります。	健康増進課	障がい福祉課をはじめ、保健所と連携をして支援を行った。	対象者を把握している保健所と連携し、情報提供を行う必要がある。☒
	2-(2)-③☒	日常生活用具の給付	難病※患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課	難病患者の日常生活の便宜が図られ、経済的負担も軽減された。	今後も、難病患者が、地域での日常生活、社会生活を営むことができるよう、各関係機関と情報共有を図り、正確で早い給付事務を行うことが課題である。
各種経済的自立支援制度の周知と充実	3-(1)-①☒	障害基礎年金の支給	国民年金の被保険者期間中や60歳から65歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課	窓口での相談を行うほか、障がい福祉課や社会福祉課と連携し、手帳交付時や生活相談時に障害年金の制度説明や相談を行いました。 R2.12末現在 相談件数：33件 請求受付：10件	年金事務所や他課との連携をさらに強化し、制度周知、啓発に努める必要があります。
	3-(1)-①☒	特別障害者手当の周知・利用促進	日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行い、対象者へは申請案内を行った。また、利用者へ制度利用においての手続きや申請に伴う通知案内を行なった。	手帳対象となる人については、周知できているが、難病患者の対象者については手帳を所持していない場合もあるため、医療機関や支援者への周知が必要。
	3-(1)-①☒	障害児福祉手当の周知・利用促進	20歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行い、対象者へは申請案内を行った。また、利用者へ制度利用においての手続きや申請に伴う通知案内を行なった。	継続的に実施することに併せ、丁寧な説明を行なう必要がある。☒
	3-(1)-①☒	心身障害者扶養共済制度の普及	障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金・弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	障がい福祉課	栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行った。	継続的な制度周知が必要であり、申し込み、問い合わせ先への案内まで丁寧な説明が必要である。
	3-(1)-①☒	更生資金などの低利貸付	障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。	社会福祉協議会	○障がい者世帯に対し、滋賀県生活福祉資金貸付事業相談窓口として相談支援を行った。 ※R2年度 生業費・技能習得費貸付実績無 ※R2年度 特例緊急小口5件1,000,000円、特例総合延長1件600,000円	今後も選択制を継続し、利用者の利便性を維持する。☒
	3-(1)-①☒	各種減免・無料制度の周知	各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びN T T 無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	障がい福祉課	栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行った。	継続的な制度周知が必要であり、申し込み、問い合わせ先への案内まで丁寧な説明が必要である。
	3-(1)-①☒	児童扶養手当の支給	児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て応援課	○児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給しました。(R2.4.1現在 支給資格者 3人) ○対象児童に中程度以上の障がいがある場合、20歳まで延長して手当を支給しました。(R2.4.1現在 対象児童 1人) ○物価スライドによる手当額の見直しを行いました。	○関係課との連携、情報共有 ○周知広報の取り組み
	3-(1)-①☒	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の在宅中程度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	障がい福祉課	20歳未満の在宅中程度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給した。(R3.3.31現在 支給資格者 人)	継続的に実施することに併せ、丁寧な説明を行なう必要がある。関係課等と連携・情報共有を行う。
3-(1)-①☒	就学経費の一部支給	小・中学校の特別支援学級※に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課	特別支援学級※に就学する児童・生徒の保護者で対象となる方に対し就学に必要な経費の一部を支給しました。	引き続き、保護者等の経済的負担を軽減していくことが必要です。	
在宅福祉サービスの充実	3-(2)-①☒	訪問入浴サービスの実施	寝たきりなど、在宅の重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して、訪問入浴サービスを実施します。また、実施事業所の選択制の導入を検討します。	障がい福祉課	重度身体障がい者に対して、訪問入浴サービスを実施することにより、身体の清潔保持、心身機能の維持と家族の介護負担の軽減につながった。(利用実施回数 276回 利用実人数 6人)	今後もサービスが必要な人が利用できるよう、関係機関への周知が必要。業者については選択制を継続し、利用者の利便性を維持する。
	3-(2)-①☒	紙おむつ購入費の助成	在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人(児)に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課	紙おむつを助成することで、介護者の経費の負担軽減ができた。(利用者数 47人)	年4回に分けての申請のため、申請漏れがないよう広報で周知する必要がある。手帳交付時や手帳所持転入者にも制度の周知及び啓発を行う。
	3-(2)-①☒	補装具費の交付・修理費の支給	身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課	補装具を給付することで、ADLの向上を図り、社会参加を促進した。(給付決定件数 購入96件、修理73件)	高額な補装具の給付が多くなってきており、必要性を見極める必要がある。多種多様な装具が開発されている中で、個々の身体状態や生活スタイルに合った装具を見極め、適正な給付に努める。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
在宅福祉サービスの充実	3-(2)-①☒	日常生活用具の給付	在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課	給付決定により、障がい児(者)の日常生活の便宜が図られ、経済的負担の軽減にもつながった。	障がい児(者)が地域での日常生活、社会生活を営むことができるよう、各関係機関と情報共有を図り、正確で早い給付事務を行うことが課題です。
	3-(2)-①☒	夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	市内在住の小・中学校特別支援学級※、または特別支援学校※に通う子どもが、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業(サマーホリデー等)の利用を促進します。	障がい福祉課	夏季日中一時支援事業の協力事業所は3事業所あり、利用登録者は11人、延べ利用者数は37件であった。事業実施により特別支援学校の夏休み期間中、利用児童の規則正しい生活及び保護者のレスパイトを確保することができました。	利用者が1事業所に集中していることや、実施事業所のスタッフ確保、ボランティア確保が課題となっております。
	3-(2)-①☒	緊急通報システムによる緊急時対応の整備	民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課	令和3年3月末現在、90件の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を図っています。	聴覚に障がいのある人のシステム利用について検討が必要です。
	3-(2)-①☒	緊急通報システムによる緊急時対応の整備	民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	障がい福祉課	栗東市障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に制度案内を記載し、手帳交付時に制度周知を行っている。	障がい福祉のてびき、市ホームページをを活用し、制度の周知に努める。
	3-(2)-①☒	在宅福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	障がい福祉課	居宅介護、重度訪問介護の自立支援給付のサービスによる支援を実施を行い、冠婚葬祭等の家族対応が困難な場合は、広域事業である湖南地域24時間対応型利用制度支援事業を活用いたしました。	湖南地域24時間対応型利用制度支援事業の人材不足により、障がい特性によっては受け入れに限界があるため、人材確保が今後の課題であります。
	3-(2)-①☒	障がい者地域活動支援センターの充実	障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターにおいて、在宅の障がいのある人に対して、創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	障がい福祉課	栗東市身体障害者デイサービスセンターの延べ利用者数は1,023人であり、前年より増加。多様化するニーズに沿った支援を行うため、特定相談支援事業所と連携して、自立支援の視点からサービスを提供した。また、新型コロナウイルス感染症予防対策	設備が整っていることから、重症心身障がい児者などの重度障がいがある利用者が多く、職員の人員体制、援助技術の向上が求められている。
	3-(2)-①☒	外出支援の充実	屋外での移動に困難がある障がいのある人について外出のための介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課	行動援護、視覚障がい者の同行援護の自立支援給付のサービスの提供又は、地域生活支援事業の移動支援の活用により外出支援を実施した。	通勤や営業等の「経済活動にかかる支援」や「通年かつ長期にわたる外出」については公的補助の対象外となっており、今後の制度見直しの課題であります。
	3-(2)-①☒	各種割引制度の周知	民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	障がい福祉課	手帳交付通知で、申請に必要な持ち物を記載し、手続きができるよう案内をしている。また、障がい福祉課作成の「障がい福祉のてびき」に記載し、手帳交付時の説明で制度周知を行っている。	継続的に実施に併せて丁寧な説明を行なう必要がある。
障がい福祉サービスのニーズに関する把握	3-(2)-②☒	ヒアリング等によるニーズの把握	必要に応じて、各種関係団体等へのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課	障がい者団体、特別支援学校の保護者会(PTA)との懇談会を実施した。	障がい者団体、特別支援学校等の保護者会のニーズがそれぞれ違い、それぞれに対応する必要がある。国、県の動向を注視し、各種団体等のニーズを本市の課題と捉え、関係機関と連携・情報共有を行う必要がある。
	3-(2)-②☒	関係団体等との連携によるニーズの把握	各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	社会福祉協議会	○障がい者へのサービス(身障デイ、居宅介護、同行援護)を実施して在宅生活を支え、社会参加の機会充実に努めた。 ○特定相談支援事業により、障がい福祉サービス利用者の日常生活上の相談および関係機関と連携し、アセスメント、支援計画の作成を行った。 ○J-エクスプレス事業受託による障がい者就労支援を行った。	○特定相談支援事業の実施体制が困難な状況である。
適切な施設の利用促進	3-(3)-①☒	更生施設等の整備	重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課	湖南4市にて整備した重症心身障がい者通所施設「かなえ」を令和2年4月に草津市地先で開所。	今後も4市での継続的な協議が必要。
	3-(3)-①☒	精神障害者社会復帰施設の運営支援	精神障がいのある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	障がい福祉課	湖南4市広域事業として地域活動支援センターの機能強化事業を委託し、専門職による相談支援やサロン活動を通じて精神障がい者の社会復帰の支援を実施した。	湖南圏域で精神に特化した支援センターは1箇所、その果たす役割に地域からの期待は高まっている。広域事業により地域移行地域・定着支援の活動を継続して支援していく必要がある。
関係機関の連携の充実	3-(3)-②☒	関係機関の情報の共有化	個別ケア会議等において、障がいのある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	障がい福祉課	ケース会議や相談支援事業所との協議により、チーム支援に向けて個別ケースの課題共有や支援の検討を行った。 計画相談支援を利用している方には、定期的なモニタリングにより、導入サービスの有効性等の検証を実施した。	関係機関のそれぞれの役割、考え方等の違いがある中で、情報共有と課題解決や相談支援専門員の資質向上に向けての取り組み必要がある。
意思疎通支援に充てた	3-(4)-①☒	意思疎通支援事業の周知・利用促進	意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行った。利用検討や利用者へは申請や手続き方法の説明を行なった。	継続的に実施に併せて丁寧な説明を行なう必要がある。
	3-(4)-①☒	手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣	対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。	障がい福祉課	市のホームページに掲載するとともに手帳交付時に制度周知を行った。利用検討や利用者へは申請や手続き方法の説明を行なった。 実績 通訳派遣217件、相談185件、調整289件	継続的に実施に併せて丁寧な説明を行なう必要がある。☒
	3-(4)-①☒	市役所における手話通訳できる職員の配置	市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課	専任手話通訳者(正規職員・臨時職員)を配置した。	手話通訳以外の相談も多く、また、「栗東市手話通訳条例」「栗東市市民とつなぐ情報・コミュニケーション条例」の制定、施行により条例に沿った計画的な施策を展開していくにあたって、手話通訳のできる職員の複数配置が継続して必要である。
	3-(4)-①☒	「耳マーク表示板」の設置	聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置するとともに、周知に努めます。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課	窓口に「耳マーク表示板」を設置。また、市作成の「障がい者福祉のてびき」や市ホームページで耳マーク表示板の周知を行った。	市職員全体に、筆談や障がい特性に応じたコミュニケーション手段についての理解を



	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
通各種成人意 材思 育疎	3-(4)-②☒	手話通訳者等の人材育成	広く市民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。また、講座開催にあたっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課	手話講座（入門課程）を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止とした。	コロナ禍での講座開催について方法などの検討が必要。また、継続して手話を続けてもらう、できるだけ多くの人にステップアップしてもらえるような取り組みが必要。
様々な手段による情報提供の充実	3-(5)-①☒	広報紙やホームページによる情報提供	利用者が必要とする情報を必要ときに確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては各課からの情報や取材内容が読みやすかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。	関係各課	広報紙の作成にあたっては、市の施策や情報などを誰もがわかりやすく読めるよう記事内容やレイアウトの工夫を行った。	
	3-(5)-①☒	広報紙やホームページによる情報提供	ホームページではウェブアクセシビリティ※の向上に一層努めるなど、だれにもやさしい情報発信に努めます。	関係各課	ホームページではチラシやポスターなどわかりやすい資料を添付したり、Facebookなどでも気軽に情報を取得してもらえるように努めた。	市の情報だけではなく、
	3-(5)-①☒	各種手帳交付の周知	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課	障がい者手帳それぞれの交付時に、各種サービスの周知ができた。	障がい者手帳取得の目的について、啓発する必要がある。今後も広報やホームページ等を活用し、啓発に取り組む。
	3-(5)-①☒	「ハートプラスマーク」の発行	内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	障がい福祉課	市作成の「障がい福祉のてびき」に掲載している。（令和2年度は実績無し）	引きつづき「障がい福祉のてびき」やHPなどで啓発する。
	3-(5)-①☒	「障がい福祉のてびき」の発行	障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービス※の周知を行います。	障がい福祉課	身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付時に制度利用の案内に伴い、窓口で交付を行い、また、一般に交付希望者へは周知のためにした。	より見やすい、便利なものにしていく必要がある。制度の改正等常に情報を得て、関係機関と連携し、「障がい福祉のてびき」に反映できるよう取り組む。
	3-(5)-①☒	聴覚障がいのある人に対する通信手段の確保	情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。	障がい福祉課	聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として、スマートホン利用が主流になっており、安全に利用するために、利用者に応じて販売店で手続きが行えるよう手話通訳者等を派遣した。	聴覚障がい者が情報通信機器の安全な活用について引き続き取り組みます。
障がいの特性に応じた情報提供の充実	3-(5)-②☒	視覚障がいのある人に対する朗読サービスを実施	視覚障がいのある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館	利用者の求めに応じて対面朗読を実施しました。毎月2名の方が利用され、25回実施しました。	
	3-(5)-②☒	市の広報紙等の点訳・音訳	点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	社会福祉協議会	○広報「粟東くらし」の点訳・音訳を実施。 ○社会福祉大会（2/20）において手話通訳者を配置（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小、記念講演中止のため、対象者おられず手話通訳無）。	利用者が必要とする情報を必要ときに提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、引き続き、内容やレイアウトを工夫しながら、だれにもわかりやすい情報提供に努める。
	3-(5)-②☒	市の広報紙等の点訳・音訳	点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	秘書広報課	市の広報紙については、点字版、音声版（CD）を発行し、利用者のニーズに対応した情報提供を実施することができた。	音訳・点訳を必要としている人に利用していただけるよう、さらに周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用しやすい点字版、音声版での情報提供の環境整備を図っていく。
	3-(5)-②☒	市の広報紙等の点訳・音訳	点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	議事課	「りっとう議会だより」の音訳・点訳を行い、情報提供に努めました。	必要としている人に利用していただけるよう、さらに周知を図るとともに、利用者のニーズを把握することに努めていきます。
	3-(5)-②☒	図書館蔵書の音訳・点訳	読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館	カセットテープやデジター（デジタル録音図書）等の録音図書を貸出しました。（カセットテープ59本、デジター513本、他館取り寄せ資料を含む） リクエストに応じ3タイトルを音訳し、デジターを作成しました。 CDブック27タイトル（29点）、大活字本（大きな字で書いてある本）22タイトル（38冊）を購入し、弱視の方への支援をはかりました。	
一貫した相談体制の充実	3-(6)-①☒	地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業※所との連携も含め運動した相談支援体制の充実を努め、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課	基幹相談支援センターを地域活動支援センターとし、連携を図れた。各相談支援事業所と定例連絡会や、障がい児・者自立支援協議会に相談支援部会で相談支援専門員の意見交換など情報共有の場を実施した。	障がい児・者自立支援協議会の事例検討では、委託相談と計画相談の双方が連携して相談支援にあたる有効性が認められ、参加事業所でその認識が深まりつつあるが、委託相談、計画相談ともにニーズが高く、人材がなかなか確保できないなどの課題がある。
	3-(6)-①☒	粟東市障害児・者自立支援協議会の活性化	関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会※の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課	令和元年度は、「地域生活支援拠点等の整備」についてメインテーマに掲げ、事業所へのアンケート調査も実施し、グループワークを行いました。また「災害対策」や「虐待対応」をテーマにして情報共有を行いました。	構成機関の事業所みなさまが参加しやすいテーマ設定や相談支援専門員の感想や期待を受け止め、有効なネットワークと市内の相談支援体制の強化を構築していきたい。
	3-(6)-①☒	就学相談の機会の充実	就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課	学識経験者や医療関係者などの専門的な知識を有しておられる方に相談員になっていただき、定例で3回の就学相談会を開催しました。	今後、ますます相談件数が増えることが予想されますが、相談員の確保や時間調整が困難な現状があります。



	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
身近な相談体制の充実	3-(6)-②☒	心身障がい者相談員の質の向上	障がい者相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	障がい福祉課	県主催の研修に参加。新型コロナウイルス感染症について学んだ。☒	新しい相談員が加わっており、相談員のスキルアップの機会は継続して必要である。
	3-(6)-②☒	民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、特に新任民生委員児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。	社会福祉協議会	1-(1)-②	〇特に新任民生委員・児童委員には継続した研修と、活動上の悩み・質問事項を相談できる機会が必要である。
	3-(6)-②☒	民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	複合的な課題を抱えた困窮者に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉課	各学区民生委員児童委員協議会にて作業所視察研修等が実施されました。	障がい者差別等あらゆる差別の解消のため地域共生社会の推進に向けた研修実施が必要です。
	3-(6)-②☒	第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取組の充実	障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組の充実を図ります。	障がい福祉課	サービス利用に関する苦情等について、必要な方には、権利擁護センターの紹介を行っている。	苦情相談については、表面化しにくく、介入が困難な状況がある。引き続き、関係機関と連携し、相談を受けていく。
	3-(6)-②☒	人権いろいろ相談の開催	様々な人権に関する悩みの相談窓口として人権擁護委員による相談を開催します。	人権政策課	人権いろいろ相談をなごやかセンターで7月～3月の毎月1日、年8回開催しました。(1日が休日の場合は休日明けの平日、但し1月は除く)開催を予定していた5月と6月は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、市ホームページや自治会に掲示依頼したポスターに法務省等の電話相談窓口についても掲載し、人権いろいろ相談以外の各種機関の人権相談窓口についての周知を図りました。	人権いろいろ相談に限らず、法務省や各種団体の人権に関連した相談窓口についても、市民の方に広く周知を図る必要がある。
	3-(6)-②☒	人権いろいろ相談の開催	相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。	人権政策課	人権いろいろ相談や法務局の電話相談については、市内の人権擁護委員が相談員として対応にあたっていますが、草津・栗東市の2市の人権擁護委員が合同で、相談業務の資質向上を図るために、相談業務従事者を対象としたメンタルトレーニングに関する研修会を開催しました。また、法務局や各種人権団体主催の研修会にも参加し、幅広い人権問題の相談に対応できるよう努めました。	人権相談の内容が、年々多様化・複雑化している状況のなかで、相談員については日頃から様々な人権問題に目を向け、継続的に研修会等にも参加し、スキルアップを図る必要がある。
・障成が年い後者虐待防止の周知・権利擁護促進	3-(6)-③☒	障害者虐待防止センターとしての機能強化	障がい者の虐待通報の受理や、障がい者及び養護者に対する相談や指導・助言など、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。	障がい福祉課	県主催の虐待防止に関する研修への参加や、他市との意見交換などで職員の見識向上に努めた。特に通報時における初動対応(コア会議の開催など)の整備を行った。	
	3-(6)-③☒	障害者虐待防止センターとしての機能強化	障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動を行います。	障がい福祉課	窓口にパンフレットを設置するなど、虐待防止に関する情報を発信した。	
	3-(6)-③☒	地域権利擁護事業の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。	障がい福祉課	個別支援の中で、必要な人に事業の周知と利用に結びつけることができた。	
	3-(6)-③☒	地域権利擁護*事業の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域権利擁護*事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。	社会福祉協議会	1月末実績 【相談件数】認知症高齢者等2,278件、知的障がい者1,358件、精神障がい者1,699件、その他460件 【契約件数】認13件、知24件、精17件、その他4件 ※内R2年度新規契約者 認4件、知認4件、精1件	家族の理解不足により、利用にいたらないなどの課題がある。出前講座や出張相談会等の活動により制度の周知啓発とともに、より利用をすすめる。
	3-(6)-③☒	成年後見制度の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。	障がい福祉課	成年後見センターもだまに委託し、利用に関する相談業務、申し立て支援等を実施している。「なんでも相談会」や「出張相談」を開催し、制度の周知、利用促進に努めた。	成年後見センターの更なる機能強化を図り、広域の課題を検討する場を設置し権利擁護に関わる機関のネットワークを強化しながら課題解決を目指す。
乳幼児の保護者へ理解の障がいに対	4-(1)-①☒	発達相談の充実	健診等の機会や相談を通じて、発達障がい※等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。	健康増進課	発達に課題がある親子に対する相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し早期療育につなげた。	関係機関との連携のもと、早期療育を含めて適切な相談支援を行う必要がある。
	4-(1)-①☒	発達相談の充実	健診等の機会や相談を通じて、発達障がい※等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。	発達支援課	乳幼児健診により、発達に遅れがあると思われる乳幼児に対して、健康増進課との間で、支援移行についての確認を行い、当課に支援移行された幼児は処遇検討会議において保護者の思いや児の発達状況を基に必要な支援が受けられるよう支援方法についての方針を話し合ったのち、保護者に対して検討結果をお伝えし今後の支援につなげていくことができました。児童発達支援事業を受けられない園に通う幼児については、在籍する園と連携を図り巡回支援や、在宅児については定期的な発達検査等を通じて、保護者相談を行いながら支援を行いました。	発達に遅れがあると思われ、新たに相談につながる人数が年々増加する状況が続く中で、児への支援だけでなく保護者支援も含めた支援が必要となる場合が多く、支援移行の際には丁寧な引継が必要である。処遇が決定し保護者に対して処遇結果をお伝えする際には、抱えておられる不安を少しでも軽減できるように丁寧な説明を行い、これからの支援について保護者とともに考えていくことが必要である。
療育(発達支援)体制の	4-(1)-②☒	就学支援委員会の充実	就学指導委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課	就学支援委員会支援検討部会を5回開催し、特別支援教育の専門的な知識の視点から審議を行い、各園へ特別支援加配職員を配置しました。また、就学支援委員会支援検討部会での指導を各園へ伝達し、保育実践に活かせるように努めました。	子どもの発達課題の把握に努め、適切な支援が行えるよう、関係機関との連携や、研修会等の充実を図り、資質向上に努める必要があります。
	4-(1)-②☒	幼児ことばの教室の実施	通園する幼児を対象に、支援相談・発達諸検査等を実施します。また、対象幼児の増加に対応し、家族支援を充実するため、職員の資質向上と人材の確保に努めます。	発達支援課	延べ71名が個別の支援計画に基づき通級指導を受け、その保護者に対して相談支援を行いました。また通級していない児童の保護者に対しても、支援相談を行うことで不安の軽減に努めました。園における支援力の向上を図るため、園訪問や連絡会では、特別支援コーディネーター等に助言を行うなど、園連携についても丁寧に行いました。	幼児ことばの教室では、児には『ことば』に特化した指導を、保護者には相談支援を行い不安の軽減に努めています。それと同時により良い支援を行うためには、園における支援力の向上も求められるため、今後も、園訪問や連絡会などで特別支援コーディネーターを中心に助言等を行いながら園との連携を深めることが必要です。また、指導員のスキルの向上についても引き続き取り組むことが必要です。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
療育 体制の 発達 充実	4-(1)-②☒	たんぼぼ教室の充実	遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。さらに、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	発達支援課	心身の発達に支援が必要な延べ74名の子ども達に対して、生活や遊びを通して、日常生活における基本的な生活習慣の確立や社会参加への支援を行いました。保護者に対しては、子どもの特性を理解し家庭における支援方法についての助言や子育ての悩みなどについての相談を行い、保護者の不安の軽減を図りました。	たんぼぼ教室では子どもだけでなく保護者も一緒に通っていただくことで、支援者から子どもへの関わり方についての助言や、子育ての不安を相談しながら、保護者が療育に関わることで家庭でも同じ支援が行えることを目指しています。そのため指導員には高い指導力が求められるため、引き続き指導員には研修への参加などスキルの向上に努める必要があります。
	4-(1)-②☒	児童発達支援事業と計画相談の実施	心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的な生活習慣の確立を促し、保護者の相談に応じ、通所で社会生活への参加を支援します。また、専門知識を持つ人材で計画相談を実施し、個々のサービスが適切かモニタリングを行います。	発達支援課	たんぼぼ教室と療育部に通所する児童を中心に計画相談を実施しました。一部、放課後デイサービス事業を利用する児童生徒に対しても適正なサービスの利用ができるよう、丁寧な聴き取りを行うことで、効果ある支援につながる計画相談を実施することができました。	発達課題により日々の生活の中で、生活のし辛さを感じている子ども達が、必要なサービスを受けることで社会参加を行えるよう、保護者との関係性を築きながら、適正なサービス利用ができるよう計画を作成していく必要があります。
障がい 児保育 の充実	4-(1)-③☒	保育園・幼稚園における指導の充実	家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、一人ひとりの発達課題に応じて特別支援教育※や特別支援教育※推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課	各園への特別支援教育にかかわる園訪問をたんぼぼ教室指導員、巡回支援特別専門員とともに保育参観、懇談を実施し、子どもの姿、保護者の思い等を共有し、子どもの把握に努め、支援の方向性を共に考えていくことができました。また、園内委員会や、懇談の進捗状況を確認し推進に努めました。	家庭や療育事業関係者、関係専門機関との連携を図り、子どもの発達課題にあった支援が行えるよう、職員の資質向上や、園内体制の充実を図る必要があります。
	4-(1)-③☒	保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課	就学支援委員会就学前支援検討部会の答申に基づき、特別支援加配職員の配置、また、医療的配慮の必要な乳幼児が在籍する園については、重要度に応じて看護師を配置しました。更には、職員の研修会を開催したり、月1回の看護師会議にて看護師の資質向上に努めました。	特別支援加配対象児は増加している一方で、保育士が不足している現状があり、尚一層の保育士の確保に努める必要があります。また、個に応じた支援を臨機応変に行えるよう、研修等の充実にも努める必要があります。
特別 支援 教育 の充実	4-(2)-①☒	児童生徒の実態に応じた特別支援学級※の設置	児童生徒の実態に応じて特別支援学級※を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課	児童生徒の実態に応じ、望ましい支援を受けることのできる特別支援学級の設置に向けて、県への働きかけを行いました。また、個に応じた支援の充実のために、市費で特別支援教育支援員を各校に1名ずつ配置しています。	日頃から児童生徒の実態を把握し、個々に応じた支援をしていけるように、学校において計画的、継続的な就学指導をすすめていく必要があります。
	4-(2)-①☒	教育課程の編成や指導方法の工夫	児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別的教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課	個別の指導計画や個別的教育支援計画を作成し、その計画に沿った指導を積み重ねていくことで、支援の充実が図れるようになってきています。	個別的教育支援計画の作成はすすんでいますが、有効的に活用できていない場合もみられるため、さらに取り組みを進めていきます。
	4-(2)-①☒	子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実にも努めます。	学校教育課	児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるように、実態に応じた教材を使用することで、いっそう効果的な指導ができるよう工夫をしています。	手作り教材は有効ですが、個々の実態に応じたものを準備するには、時間的に難しい面があります。
専門 的職 な員 に 対 す る 普 及	4-(2)-②☒	教職員の指導力の向上	教職員に対して、特別支援教育※基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育※に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課	教育研究所主催の夏季休業中の研修会、特別支援教育スキルアップ研修を行うなど、大変充実した研修を行うことができました。特別支援教育コーディネーター会議を設置し、園内の特別支援教育の充実を図るため、コーディネーターの研修を年間9回実施しています。講師を招いての研修も行い、スキルアップに努めました。	さらに多くの教職員の理解を深めるために、研修会に参加できる機会をいっそう広げていく必要があります。職員の資質向上を図るためには、研修会の実施を積み重ねスキルアップを推進していく必要があると考えております。出来る限り全職員が研修に参加できる体制整備を行い、指導力の向上を図る必要があります。
	4-(2)-②☒	教職員の指導力の向上	教職員に対して、特別支援教育※基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育※に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	幼児課	特別支援教育コーディネーター会議を設置し、園内の特別支援教育の充実を図るため、コーディネーターの研修を年間9回実施しました。また、講師を招いての研修を実施し、スキルアップに努めました。	指導力向上につながる研修の実施や園内委員会の充実にも努め、職員のスキルアップを図る必要があります。
放 課 後 の 居 場 所 づ く	4-(2)-③☒	障害児地域活動施設の支援	放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりのなかで社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、障害児地域活動施設指定管理者に対して、必要に応じた支援を行います。	障がい福祉課	引き続き、放課後等デイサービスとして事業を実施、利用児童に必要な療育活動を行うとともに、保護者の負担軽減を図った。また、指定管理者と定期的に協議を行い、必要に応じて対応を行っている。	来年度は、指定管理施設の公募を行う予定。民間の放デイが増加しているため、差別化が必要。
	4-(2)-③☒	放課後等デイサービス事業の支援	障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。	障がい福祉課	新型コロナウイルス感染症の影響があり、制限された中の活動となったが、障がい者週間に合わせた活動の様子の展示など、コロナ禍でもできる啓発などができる場を提供した。	学校と放課後等デイサービス事業所の連携・情報共有を深め、それぞれの立場からの支援に生かしていくことが重要であります。
ス ポ ー ツ ・ 芸 術 活 動 の 充 実	4-(3)-①☒	スポーツ・レクリエーション大会の開催	障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	障がい福祉課	実施予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。ポウリング大会についても同様に中止とした。	障がいのある人（子ども）との貴重な交流の場であるので、参加者の募集の方法などの工夫が必要。
	4-(3)-①☒	スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課	障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、スポーツ推進委員が競技・種目の指導方法や対応について研修を受け、実践し、障がいのある方が参加しやすい環境づくりに努めている。特に、東京パラリンピックの正式種目でもある「ボッチャ」の普及として、スポーツ推進委員だよりにルール等掲載した。また、(公財)栗東市スポーツ協会との定例の会議の場で、障がいのある人にやさしい対応ができるよう指導、助言を行っている。	スポーツ推進委員だけでなく、スポーツ施設やスポーツ・レクリエーションにかかわるすべての者が、競技・種目の指導方法や対応についてのスキルを身につけ、継続して障がいのある方が気軽にスポーツ・レクリエーションに参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。
	4-(3)-①☒	文化・スポーツ施設の改善	文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。	スポーツ・文化振興課	市が適時施設を確認し、障がいのある方が容易に利用できるよう指定管理者に対して指導・助言を行うとともに、適時修繕等による快適な環境づくりを行っている。	施設が老朽化していることから、引き続き修繕等による改善が必要である。老朽化に伴う施設の改善が適時必要です。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実	4-(3)-①☒	芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課	芸術文化会館「さくら」においては、障がいのある方が気軽に芸術鑑賞ができるよう、車いすのまま鑑賞できるスペースや、集団補聴システムを導入、さらにはサービス助手を配置するなど、様々な視点から障がい者にやさしい環境づくりに努めています。また、日々の館運営の中で常に利用者の声に耳を傾け、障がいのある方をはじめすべての人に芸術文化会館を身近に感じていただけるように努めています。	指定管理者とともに利用者の視点で課題解決に努めているが、より利用者の立場を考え、障がいのある方が文化芸術活動ができる環境づくりに取り組む必要がある。
	4-(3)-①☒	自然体験「キャンプ」の実施	在宅の障がいのある人（児）を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進します。	社会福祉協議会	○青空共和国が実施する療育キャンプに共同募金助成。	○参加人数の減少、ボランティアの確保が難しくなっている。☒
生涯学習の充実	4-(3)-②☒	各種情報の提供と講座・研修会等の開催	障がいのある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	社会福祉協議会	○J-エクスぺ事業(1人)受託および障がい者介護職員養成研修の実習生受入により、障がい者就労支援を行った。	○社会福祉協議会のみではなく、障がい者就労支援の受入施設の拡大が必要。
	4-(3)-②☒	講座に参加しやすい環境整備	じんけんセミナーや人権文化事業等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応など、希望するだれもが参加できる講座を開催します。	人権政策課	「じんけんセミナー栗東」・「人権文化事業」等の事業では、手話通訳要約筆記、託児サービス及び車イス利用者への対応を予定し、可能な限りの対応を予定していましたが、事業が中止となりました。	コロナ禍において、参加者の安全を確保し、職場や家庭でも講座参加が可能となる開催方法の1つとしてズーム等を活用した講座があるが、一方でインターネット環境が整っていない方にも配慮した講座の開催についても検討が必要となる。
	4-(3)-②☒	だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	生涯学習課	コロナ禍ではあったが、感染症対策を講じながら、生涯学習のまちづくり講座や、はつらつ教養大学、社会教育重点事業（親子ハート・親子英語・親子リトミック）など各種講座を開催した。	はつらつ教養大学は各コミュニティセンターで年5回開催するが、車いすの方が2階の会場まで上がっていただく際、職員が支援を行うことに対し気兼ねされ参加されないケースがある。だれもが気軽に参加できるような環境づくりや工夫が継続して必要である。
	4-(3)-②☒	だれもが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望するだれもが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	社会福祉協議会	○社会福祉大会記念講演2/20（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ○防災セミナー3/16 実施予定 ○1-(4)-②	
地域活動への参加の促進	4-(3)-③☒	地域活動に参加しやすい環境の整備	障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービス※の周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	障がい福祉課	民生委員児童委員協議会（大宝東、葉山東）からの要請を受けて、出前講座を実施。来年度以降も条例施行をきっかけに啓発を地域への啓発を強化していくことで、地域の理解を深め、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを図る。	地域で障がいのある人と交流する機会が乏しいため、地域住民は障がいのある人の生活を知らないことが多い。
	4-(3)-③☒	自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組めます。	自治振興課	令和2年度では、2自治会へ集会所のバリアフリー化に対して補助金を交付しました。また、次年度に向けた自治会からの問合せに、補助制度の情報提供を行いました。	自治会活動の拠点である集会所では、バリアフリー化が進んでいます。
移動支援の充実	4-(4)-①☒	移動支援事業の充実	屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課	単独では外出困難な障がい者（児）に、余暇活動や社会参加のため、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を事業所への委託を通して提供した。	移動支援の目的は屋外での移動に困難がある障がい者（児）の地域での社会参加等を促進することであるため、あくまで余暇支援である。そのため、通勤や通学に係る支援には利用できず、介護タクシーではないことを利用者等にも周知していく必要がある。
	4-(4)-①☒	タクシー代・ガソリン代の一部助成	通院による人工血液透析を必要とする人に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課	在宅の重度心身障がい者（児）に対して、タクシーの利用料金または自家用自動車燃料費の一部相当額をチケットで助成することで、重度心身障がい者（児）の社会参加の促進、経済的な負担の軽減につながった。（696件）	未申請者への案内について、今後検討が必要。
	4-(4)-①☒	コミュニティバスの運行による移動手段の確保	栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めるとともに、継続したバス利用実態調査と検証を行います。	交通政策課	令和2年10月より、利用者の更なる利便性向上のため、運行ルート及び時刻表を見直し、新たなバス交通体系計で運行を実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大状況下において益々厳しい財政状況ではあるが、「くりちゃんバス」を運行していくために、市民に対し事業への理解と乗車協力をお願いして、収支改善につなげていく必要があります。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
一般企業等への就労支援の充実	5-(1)-①☒	公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	商工観光労政課	滋賀県発達支援センター、公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等の関係機関と日常的な連携を図り、迅速な情報収集に努めた。また、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ研修会等の参加の機会が限られるなか、開催された研修会には可能な限り参加することで、就労支援相談員のスキル向上が図られ、就職相談者に対して適切な情報提供、就労支援を行った。	就職困難者に対してより適切な支援・情報提供が行えるよう、関係機関等との連携強化と、就労支援相談員の更なる資質向上を図る必要がある。
	5-(1)-①☒	公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	障がい福祉課	就職活動期だけではなく、準備期や職業生活の継続期まで一貫性をもって支援を行うために、関係機関が連携した。	就労ニーズの高まり、ケースの持つ個別性の高まりにより、就労だけではなく生活全体を視野に入れ、就労だけでなく多領域が連携した支援を構築する必要がある。
	5-(1)-①☒	働き・暮らし応援センターとの連携強化	働き・暮らし応援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課	湖南地域働き・暮らし応援センターと連携して、就労、日常生活の両面について個々のケースに応じた相談支援をおこなっている。	
	5-(1)-①☒	就労支援計画の充実	湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障がいのある人等の就職困難者の雇用促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	商工観光労政課	第三次栗東市就労支援計画の計画期間終了に伴い、引き続き障がいのある人等の就職困難者等の就労支援を行う内容とした「第四次栗東市就労支援計画」を策定した。	多様かつ複合的な課題解決に向け、関係各課やハローワーク、関係機関等との連携をより一層強化し、就労定着に向けた取組が必要である。
	5-(1)-①☒	就労移行支援事業*の推進	一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業*を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかにせるよう、さらに公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなどの関係機関との連携を強化します。	商工観光労政課	一般企業等での就労を希望する障がいのある人に対して、その人の状況に応じて障がい福祉課などと連携して就労移行支援事業所への見学同行や定着に向けたケース会議に参加し一般就労を目標に就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う同事業所を推進した。	多様かつ複合的な課題解決に向け、関係各課やハローワーク、関係機関等との連携をより一層強化し、就労定着に向けた取組が必要である。
	5-(1)-①☒	就労移行支援事業の推進	一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内でいかにせるよう、さらに公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなどの関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課	就労移行支援や就労定着支援の自立支援サービスによる支援を実施するとともに、滋賀県障害者職業センターや公共職業安定所など就労に関連する機関と連携し支援を展開した。	就労準備期を支援する一つとして分かりやすい情報を提供する。
	5-(1)-①☒	就職支度金の支給	身体障害者更生援護施設入所者や精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	障がい福祉課	令和2年度は実績なし。	今後、対象者があれば支援を実施していく。
	5-(1)-①☒	更生訓練費の支給	更生援護施設と連携し、対象者の把握に努めるとともに、更生援護施設入所者または通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課	令和2年度は実績なし。	今後、対象者があれば支援を実施していく。
	5-(1)-①☒	生活福祉資金の貸付	障がいのある人が日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	社会福祉協議会	○障がい者世帯に対し、滋賀県生活福祉資金貸付事業相談窓口として相談支援を行った。 ※R2年度 生業費・技能習得費貸付実績無 ※R2年度 特例緊急小口5件1,000,000円、特例総合1件600,000円、特例総合延長1件600,000円	○貸付後の償還も含めた継続的な支援体制の整備。☒
の就労検討をの支場えつくりため	5-(1)-②☒	就労に向けた体験機会の充実	サロンやJエクスぺ（職業体験）を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課	コロナ禍で休止した期間もあったが、再開後はサロンは14名の利用とJエクスぺは1名の利用があり、就労につながった。	利用者の社会参加に寄与し、就労への一歩となった。サロンスタッフについては高齢化が顕著であり、若年層の支援者確保が課題。Jエクスぺは就労体験の場が限られることが課題。
	5-(1)-②☒	関係機関による情報共有及び検討の場づくり	就労を支えるために、必要に応じて庁内関係機関との事例検討等を通して、情報の共有を図ることで適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課	湖南地域働き・暮らし応援センターと連携して、就労、日常生活の両面について個々のケースに応じた相談支援をおこなっている。	継続的な取り組みが必要。☒



	体系表番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
一 障 が 企 業 に 等 対 す る 障 が 解 い 者 雇 用 や	5-(1)-③☒	障がい者雇用の促進	企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	商工観光労政課	一般企業等での就労を希望する障がいのある人に対して、その人の状況に応じて障がい福祉課などと連携して就労移行支援事業所への見学同行や定着に向けたケース会議に参加し一般就労を目標に就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う同事業所を推進した。	障がい者本人の就労意欲、就労希望と本人にあった就労先のマッチングは必ずしも一致しないので、引き続き本人の意向を尊重しつつ、状況に応じて適切な就労先の選択に努める必要があるとともに、職業体験ができる事業所の開拓が必要である。
	5-(1)-③☒	障がい者雇用の促進	企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	障がい福祉課	ハローワーク、相談支援機関や湖南地域働き・暮らし応援センター、就労支援担当課と連携・情報共有する中で、障がい者の就労支援を行うとともに、企業への理解促進を図った。	今後も一般企業への継続的な啓発等が必要。
福 祉 的 就 労 の 促 進	5-(2)-①☒	就労支援事業所の整備	今後予想される特別支援学校※卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行※に伴う受け皿として、就労支援事業所等の整備を支援します。	障がい福祉課	湖南地域障がい児者サービス調整会議の進路部会にて、事業所整備状況の把握、卒業生の人数、ニーズの把握を行い、協議を行った。	新規事業所の周知方法の検討。
	5-(2)-①☒	優先購入（調達）の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(障害者優先調達法)」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。	障がい福祉課	各事業所の製品・サービスリストを作成し、庁内各課に要請している。☒	
	5-(2)-①☒	優先購入（調達）の推進	粟東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課	障がい福祉でのびき、各事業所の情報を掲載、HPにも同じ情報を掲載している。サービス内容について庁内各課に啓発している。	事業所連絡協議会とともに企業啓発の手法を検討し、販路拡大を図る。☒
バ リ ア フ リ ー 化 の 推 進 と 交 通 安 全 対 策 の 推 進	6-(1)-①☒	小・中学校の施設のバリアフリー化	障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育総務課	令和元年度から令和4年度にかけて、体育館トイレの洋式化を実施。令和2年度は、葉山小学校・葉山東小学校・大宝小学校の体育館トイレの洋式化を実施。	児童・生徒の障がい状況にあわせたバリアフリー改修や教育環境の整備が、随時必要。
	6-(1)-①☒	事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	住宅課	特定施設の新築等の内容届出書を5件受理し、特定施設整備項目表に基づいて審査し、指導しましたが、適合させた事業者はありませんでした。	施行より10年以上経過し、関係法令の改正に対応されていない等、現状に合わない部分も見られ、県による基準の改正が必要と考える。 条例は努力義務であり、指導内容を反映して適合させようとする事業者が少ない。
	6-(1)-①☒	事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	障がい福祉課	条例に基づき、建設予定事業者に指導、助言を行い、条例基準に沿った建設が行われた。	ユニバーサルデザインの必要性や障がいへの理解の啓発を今後も継続して行う。
	6-(1)-①☒	福祉のまちづくり意識の啓発	福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課	「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の施行の啓発動画の作成、HPや広報などでの啓発をきっかけに、広く市民が手話、障がい特性、多様なコミュニケーション手段などを知ってもらうきっかけをつくった。	市民、当事者団体、事業者、行政、共生社会の実現に向けた役割意識を持てるような取り組みが必要。
	6-(1)-①☒	安全で快適な歩行空間の確保	障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	交通政策課	依頼に応じて、交通安全教室等の開催や交通ルールの啓発等の支援ができるように関係課との協体制の整備に努めた。	継続的な取り組みが必要。
	6-(1)-①☒	交通安全施設の整備推進	音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	交通政策課	設置の必要な箇所については、市職員による現地確認及び滋賀県公安委員会に対し要望を行い、滋賀県公安委員会において整備を行っています。	所管が滋賀県公安委員会であり、滋賀県全域に渡るため要望の実現までには時間を要する場合があります。
	6-(1)-①☒	交通マナーの向上	通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車等の防止等啓発に努めます。	交通政策課	条例に基づき放置自転車の警告・撤去・保管・返還を行い、放置禁止と迷惑駐車等の防止に努めました。	引き続き放置自転車の解消に向け関係者と連携して警告・撤去等に努めていく必要があります。
	6-(1)-①☒	道路の適正使用にかかる指導強化	道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	土木管理課	許可物件が通行を阻害することのないよう審査及び指導を行いました。	引き続き道路を適正に使用してもらうよう指導を強化していきます。

	体系番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
防犯対策の充実	6-(2)-①☒	自主防犯活動のための支援と情報提供	地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課	自主防犯活動団体運営補助事業として、活動団体へ補助金を支給した。情報提供としては、特殊詐欺被害や不審者情報等を登録制メールやホームページで発信した。	情報提供として実施している一斉メール配信において、より多くの方に登録していただけるよう周知を行う必要がある。
	6-(2)-①☒	交通安全や防犯に関する出前講座の実施	障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	関係各課	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。R2年度障がい者団体からの要請は無し。	障がい者関係団体の交通安全教室が開催されるように啓発する必要があります。
	6-(2)-①☒	障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	交通政策課	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	障がい者関係団体の交通安全教室が開催されるように啓発する必要があります。
	6-(2)-①☒	障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	障がい福祉課	依頼に応じて、交通安全教室等の開催や交通ルールの啓発等の支援ができるように関係課との協体制の整備に努めた。	継続的な取り組みが必要。
障がいのある人が住みやすい住宅の供給・整備	6-(3)-①☒	在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	長寿福祉課	自立した生活が送れるよう、一人ひとりの身体やその機能をアセスメントし、必要な場合は、リハビリ専門職により福祉用具や住宅改修の相談に応じました。	住宅改修を実施した後の本人の生活の質の変化（生活の中での自立や社会参加など）の評価を実施する必要があります。
	6-(3)-①☒	在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用で自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	障がい福祉課	在宅生活が安全に送れるよう相談支援に努めた。	他制度と併用できるもの、できないものの判断が必要となるため、他制度についても熟知しておく必要がある。高齢部門や専門機関と連携し、個々の身体状態や生活環境にあった支援を継続する。
	6-(3)-①☒	住宅改造に伴う経費の一部助成	在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課	在宅重度身体障がい児（者）の日常生活の便宜を図るため、住宅改造に必要な経費を助成する事業で、重度の障がい児（者）が在宅生活を営みやすくするための改修費用を助成した。（2件）	在宅での安全確保、日常生活の便宜を図るため、引き続き助成が必要。また、改造にあたっては補装具・日常生活用具給付の利用を前提とした支援が必要と考えられ、専門機関との連携が必要なことが課題である。
居住の場の確保	6-(3)-②☒	市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化*	市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化※に対応した住宅整備を行います。	住宅課	栗東市公営住宅等長寿命化計画（修正版・平成31年1月）に基づき、社会資本整備総合交付金を活用するなかで、福祉対応等の各種改善事業を実施しました。	令和2年度より着手している第2次住生活基本計画の策定において、社会経済状況の変化に応じた住宅政策の見直しを検討するなかで、福祉部局との連携を強化していく必要がある。
	6-(3)-②☒	グループホームの設置に対しての支援	地域のなかで共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。	障がい福祉課	新規事業者により市内のグループホーム建設を呼びかけることにより、令和3年度開設のGHや令和4年度開設GH整備を推進した。	匡県補助金のスケジュールについて事業者へ情報提供するとともに、必要な市補助金の予算確保が課題である。
	6-(3)-②☒	グループホームの設置に対しての支援	湖南4市での重度心身障害者進路先確保プロジェクト会議を開催し、関係機関及び当事者へのアンケート結果等を分析し、活用していきます。	障がい福祉課		
防災体制の充実	7-(1)-①☒	福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	危機管理課	自立支援協議会定例会や障害者団体、保護者会との懇談会において災害時の情報入手、伝達方法を紹介し、普及に努めた。	地域での自助、共助の意識を高め、災害時より確実な避難を促進するため、地区防災計画を作成する必要がある。
	7-(1)-①☒	福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	社会福祉課	地域防災計画に即して、要支援者等避難行動支援マニュアルの改定を図りました。	マニュアルの周知と併せて、実効性のあるものにするため、今後モデル地域等を定め実証を図る必要があります。
	7-(1)-①☒	福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	障がい福祉課	自立支援協議会定例会や障がい者団体、保護者会との懇談会において災害時の情報入手、伝達方法の情報共有に努めた。	継続的啓発と情報共有の方法に課題がある。☒
	7-(1)-①☒	避難行動要支援者名簿の整備	関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。	社会福祉課	災害時避難行動要支援者登録制度の「広報掲載」、「手引き」により制度の周知を図った。登録情報を毎月更新し、関係者へ台帳登録情報の共有を図った。	支援の必要な方に登録いただけるよう引き続き登録啓発が必要です。
	7-(1)-①☒	避難行動要支援者名簿の整備	関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。	障がい福祉課	新規手帳取得者、新規対象者となった人に社会福祉課と連携し、制度の説明、周知を行った。	申請を希望する人ができるように制度の周知徹底が必要。☒

	体系表番号	今後の取組	内 容	関係課	令和2年度成果	課題等
防災体制の充実	7-(1)-①☒	防災体制の充実	「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所※の開設）など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。	危機管理課	福祉部局と避難所開設訓練を行った。また県立施設と避難所協定の締結を行い、被災後におけるコロナ禍での3密を避ける体制の充実を図った。	スペースを確保することで避難所開設箇所が増え人手不足になる。☒
	7-(1)-①☒	防災体制の充実	地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	社会福祉課	避難行動要支援者からの申請情報を基に避難支援プランを作成し、支援者等へ情報提供を行いました。	要支援者と支援者が一体になった共助に即した、個別計画の策定が必要です。
	7-(1)-①☒	防災体制の充実	地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	障がい福祉課	特に人工呼吸器を使用している超重症者についての個別計画は、保健所主催でその他関係機関やサービス事業所などとも連携をしながら作成に向けた会議を実施している。 地域防災計画に基づき、市の日常生活用具登録業者7社と「災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定」を締結。	